

令和3年8月31日

受注者の皆様

技術監理局検査課  
技術監理局契約制度課

## 建設業法等の改正及び関係する様式の改正等について（通知）

平素より、本市公共事業に御理解、御協力いただきお礼申し上げます。

建設業の働き方改革を進め、将来の担い手を確保するため、建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第30号）が令和元年6月5日に成立、同月12日に公布され、一部の規定を除き令和2年10月1日から施行されています（※技術検定制度の見直し（建設業法第27条関係）のみ令和3年4月1日から施行）。これに伴い、建設業法施行令の一部を改正する政令（令和2年政令第171号）が令和2年5月20日に公布、建設業法施行規則及び施工技術検定制度の一部を改正する省令（令和2年国土交通省令第69号）が同年8月28日に公布されたところです。

また、建設業法施行令の一部を改正する政令等の施行について（通知）（国不建第175号）が令和2年9月30日に通知されたことに加えて、施工体制台帳の作成等について（通知）（国不建第404～405号）が令和3年3月2日に改正されたことを踏まえ、本市においても関係する改正点等をまとめ、関係する様式について改正等を行いましたので通知いたします。

### 1 主な改正内容について

#### （1）監理技術者の専任義務の緩和（建設業法第26条及び同法施行令第28条及び第29条関係）

工事現場に監理技術者を専任で置くべき建設工事について、当該監理技術者の職務を補佐する者（以下、監理技術者補佐）を専任で置く場合には、当該監理技術者の専任を要しないこととされた。監理技術者補佐の要件は、今回創設された1級技士補又は監理技術者とした。また、監理技術者補佐を置いた場合に、監理技術者が兼任できる工事現場の数は2とした。

#### （2）下請負人の主任技術者の配置が免除される特定専門工事について（建設業法第26条の3及び同法施行令第30条関係）

専門工事のうち、施工技術が画一的である等として、下請代金の合計額が3,500万円未満の鉄筋工事及び型枠工事を特定専門工事とし、元請又は上位下請の主任技術者が、下請の主任技術者が行うべき施工管理を併せて行うことができることとされた。この場合において、当該下請負人は、主任技術者を置くことを要しないとしたが、以下の事項に留意する。

ア 工事を注文する者と工事を請け負う者が、書面により、以下の事項を明らかにして合意するものとする。この際、元請又は上位下請は、注文者の書面による承諾を得なければならない。

(ア) 当該特定専門工事の内容

(イ) 元請又は上位下請の置く主任技術者の氏名

(ウ) 当該特定専門工事に係る下請契約の請負代金の額

イ 元請又は上位下請の主任技術者は、以下に掲げる要件のいずれにも該当する者でなければならない。

(ア) 当該特定専門工事と同一の種類 of 建設工事に関し一年以上指導監督的な実務の経験を有すること。

(イ) 当該特定専門工事の工事現場に専任で置かれること。

ウ 主任技術者を置かないこととした下請負人は、その下請負に係る建設工事を他人に請け負わせてはならない。

#### (3) 施工体制台帳の記載事項及び再下請通知を行う事項について (建設業法施行規則第 14 条の 2 及び第 14 条の 4 関係)

施工体制台帳の記載事項及び再下請通知を行う事項について、以下の事項を追加することとした。

ア 監理技術者を補佐する者について、氏名及び保有資格

イ 作業員名簿 (当該建設工事の従事者に関する事項 (氏名、生年月日、年齢、職種、社会保険の加入状況等))

#### (4) 施工体系図の記載事項 (建設業法施行規則第 14 条の 6 関係) 及び標識の掲示義務の緩和について (建設業法第 40 条)

施工体系図の記載事項としてそれぞれの下請負人に関する以下の事項を追加することとした。また、現場に掲げる建設業許可証の掲示義務を元請のみとした。

ア 代表者の氏名、特定専門工事の該当の有無、当該下請負人が受けた建設業の許可の番号、受けた許可の一般建設業及び特定建設業の別

#### (5) 監理技術者講習の有効期間の起算点の見直しについて (建設業法施行規則第 17 条の 14 関係)

工事現場に専任で置かなければならない監理技術者は、専任の期間中のいずれの日においても、その日の前 5 年以内に行われた監理技術者講習を受講していなければならないこととされていた。監理技術者講習の有効期間の起算点を見直し、専任の期間中のいずれの日においても、講習を受けた日の属する年の翌年の 1 月 1 日から 5 年以内に監理技術者講習を受講していなければならないこととした。

## 2 政令等の施行に伴う様式の改正について

- (1) 施工体系図
- (2) 施工体制台帳
- (3) 再下請負通知書
- (4) 工事外注計画書

※様式の改正に伴い、工事外注計画書・施工体制台帳・施工体系図（北九州版）作成ツールは使用できなくなります。

## 3 政令等の施行に伴う様式の新設について

- (1) 作業員名簿

## 4 適用日

- (1) 通知全般について：令和2年10月1日から施行
- (2) 改正及び新設した様式について：令和3年9月1日以降契約分から適用

## 5 添付書類

- (1) 施工体系図
- (2) 施工体制台帳
- (3) 再下請負通知書
- (4) 工事外注計画書
- (5) 作業員名簿

## 6 問合せ先

本通知について	技術監理局検査課	TEL:582-2038
様式について	技術監理局契約制度課	TEL:582-2545